

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 9	協定項目名	児童福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	----------------

調整方針	<p>1. 児童手当、児童扶養手当の支給については、現行どおりとする。</p> <p>2. 放課後対策事業については、当面は現行どおりとし、合併後3年を目途に、検討機関を設けて調整する。</p> <p>3. 母子家庭等介護人派遣事業については、現行どおりとする。</p> <p>4. 母子寡婦福祉資金貸付制度については、現行どおりとする。</p> <p>5. 児童虐待防止ネットワークについては、平成18年度より統合する。ただし、平成17年度末まではそれぞれ旧町の例による。</p>
------	---

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容												
項目	秦荘町	愛知川町													
1. 手当	<p>○児童手当（平成16年4月1日現在）</p> <p>・小学校第3学年修了前の児童を養育している者</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人目、2人目</td> <td style="text-align: center;">月額 5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人目以降</td> <td style="text-align: center;">月額10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">支給にあたっては、受給者の所得額により支給されない場合がある。</p> <p style="margin-top: 10px;">平成15年度支給者数 285名</p>	支給額		1人目、2人目	月額 5,000円	3人目以降	月額10,000円	<p>○児童手当（平成16年4月1日現在）</p> <p>・小学校第3学年修了前の児童を養育している者</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1人目、2人目</td> <td style="text-align: center;">月額 5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3人目以降</td> <td style="text-align: center;">月額10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">支給にあたっては、受給者の所得額により支給されない場合がある。</p> <p style="margin-top: 10px;">平成15年度支給者数 635名</p>	支給額		1人目、2人目	月額 5,000円	3人目以降	月額10,000円	現行どおりとする。
支給額															
1人目、2人目	月額 5,000円														
3人目以降	月額10,000円														
支給額															
1人目、2人目	月額 5,000円														
3人目以降	月額10,000円														

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 9	協定項目名	児童福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容																			
項目	秦荘町		愛知川町																				
	○児童扶養手当 ・父と生計を同じくしていない児童について、その母又はその養育者に対する手当		○児童扶養手当 ・父と生計を同じくしていない児童について、その母又はその養育者に対する手当		現行どおりとする。																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全部支給</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">41,880円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部支給</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">41,870円~9,880円</td> </tr> </tbody> </table>					支給額	全部支給	月額	41,880円	一部支給	月額	41,870円~9,880円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全部支給</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">41,880円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部支給</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: center;">41,870円~9,880円</td> </tr> </tbody> </table>				支給額	全部支給	月額	41,880円	一部支給	月額	41,870円~9,880円
		支給額																					
全部支給	月額	41,880円																					
一部支給	月額	41,870円~9,880円																					
		支給額																					
全部支給	月額	41,880円																					
一部支給	月額	41,870円~9,880円																					
	支給にあたっては、受給資格者等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される。 平成15年度受給者数 23名 （平成16年3月31日現在） 全部停止者を除く。		支給にあたっては、受給資格者等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される。 平成15年度受給者数 67名 （平成16年3月31日現在） 全部停止者を除く。																				

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 9	協定項目名	児童福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容					
項目	秦荘町	愛知川町						
2. 放課後対策事業			当面は現行どおりとし、合併後3年を目途に、検討機関を設けて調整する。					
運営方法	放課後保育...指定保育所に委託 長期休業 ...学童保育保護者会に委託 (委託方式)	放課後児童健全育成事業として、関係育成会 (保護者会)が事業を運営(公設民営)						
実施場所	放課後保育...指定保育園 長期休業 ...秦荘幼稚園(町指定施設)	愛知川小学校 愛知川東小学校 放課後、長期ともに各施設にて実施						
入所児童	町内小学校に就学する1年生から3年生	町内小学校に就学する1年生から6年生						
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後保育...月額3,000円 (2人目から1/2) ・長期休業 ...夏季 (20,000円) 冬季 (3,000円) 学年末、始 (5,000円) (2人目から1/2) 保護者負担金は町の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時...7,000円 (2人目以降同時入所1人につき5,000円) ・保育料[月額] <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>8月</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>3・4・7月</td><td>14,000円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>10,000円</td></tr> </table> (2人目以降同時入所児童 5,000円) ・一時預かり保育料...半日1,500円 1日3,000円 保護者負担金は運営費として育成会が管理	8月	18,000円	3・4・7月	14,000円	その他	10,000円
8月	18,000円							
3・4・7月	14,000円							
その他	10,000円							

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 9	協定項目名	児童福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
3. 母子家庭等介護人派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等であって家族の病気や就職活動などで一時的に介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣し家事や児童の世話などを手伝う。(県事業) ・平成15年度 実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等であって家族の病気や就職活動などで一時的に介護や保育等が必要な場合、介護人を派遣し家事や児童の世話などを手伝う。(県事業) ・平成15年度 実績なし 	現行どおりとする。
4. 母子寡婦福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を助け、生活意欲の助長と子どもの福祉増進を図るための資金の貸付を行う。(県事業) ・貸付金の種類 事業開始資金、修学資金 医療介護資金、生活資金 結婚資金 等 ・平成15年度 母子2件、寡婦なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を助け、生活意欲の助長と子どもの福祉増進を図るための資金の貸付を行う。(県事業) ・貸付金の種類 事業開始資金、修学資金 医療介護資金、生活資金 結婚資金 等 ・平成15年度実績 母子19件、寡婦2件 	現行どおりとする。
5. 児童虐待防止ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 秦荘町児童虐待防止ネットワーク ・平成17年3月1日設置 ・委員数 16名 学校、幼稚園、保育園、愛知川警察署、児童委員、彦根子ども家庭相談センター、社会福祉協議会、保健センター、県湖東地域振興局、教育委員会、識見を有する者 ・任期 2年 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知川町児童虐待防止ネットワーク ・平成15年8月1日設置 ・委員数 17名 郡少年指導センター、医師、学校、幼稚園、保育園、愛知川警察署、児童委員、彦根子ども家庭相談センター、社会福祉協議会、保健センター、県湖東地域振興局、教育委員会 ・任期 2年 	<p>平成18年度より統合する。ただし、平成17年度末まではそれぞれ旧町の例による。</p> <p>委員構成および任期等については新町において調整する。</p>